

井原市生活再建支援分譲地購入補助金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に被害を受けた者に対し、早期の生活の再建を支援することを目的として、予算の範囲内で井原市生活再建支援分譲地購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に規定する自然災害をいう。
- (2) 住家 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家をいう。
- (3) 全壊 認定基準に規定する住家全壊をいう。
- (4) 半壊 認定基準に規定する住家半壊をいう。
- (5) 大規模半壊 半壊のうち「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成22年9月3日付け府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する大規模半壊をいう。
- (6) 中規模半壊 半壊のうち「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する中規模半壊をいう。
- (7) 分譲地 井原市土地開発公社が分譲する四季が丘団地内の住宅用地をいう。
- (8) 購入 代金の支払を完了し、引渡しを受けた状態をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自然災害により被害を受けた後、分譲地を購入した者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した者
- (2) 住家が半壊したことにより、当該住家を解体し、又は解体された者
- (3) 住家の敷地に被害が生じたことにより、当該住家を解体し、又は解体された者
- (4) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、住家が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる者（以下「長期避難世帯」という。）

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の購入した分譲地の分譲価格に10分の2を乗じて得た額以内とし、1,500,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 申請者は、分譲地を購入した日から起算して3か月以内に、井原市生活再建支援分譲地購入補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されているもの)
- (2) 住家が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは住家の敷地に被害を受けたことが確認できるり災証明書の写し(第3条第1号、第2号又は第3号に該当する場合に限る。)
- (3) 住家の敷地に被害を受けたことが確認できる書類(第3条第3号に該当する場合に限る。)
- (4) 住家を解体し、又は解体されたことが確認できる書類(第3条第2号又は第3号に該当する場合に限る。)
- (5) 長期避難世帯に該当することが確認できる書類(第3条第4号に該当する場合に限る。)
- (6) 宅地分譲契約書の写し
- (7) 登記が完了したことが確認できる書類
- (8) 分譲地を購入した日における住民登録地での市税等完納証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、井原市生活再建支援分譲地購入補助金交付決定通知書(様式第2号)を、却下を決定したときは、井原市生活再建支援分譲地購入補助金交付却下通知書(様式第3号)を、それぞれ申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに井原市生活再建支援分譲地購入補助金請求書(様式第4号)により、市長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、井原市生活再建支援分譲地購入補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、井原市生活再建支援分譲地購入補助金返還命令書（様式第6号）により、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 この要綱の失効前に第6条の規定により交付決定を受けた補助金については、第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成31年井原市告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年井原市告示第26号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年井原市告示第60号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年井原市告示第62号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年井原市告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年井原市告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行する。